

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 就学前教育※1の充実】

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等指導資料の普及・啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携して、都内の幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い幼児教育を推進します。
- 都内の3歳から5歳までの就学前児童の約6割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

【2 保育サービスの充実】

(量の拡充)

- 平成29年度末までの待機児童解消に向け、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ、拡充を進める区市町村や事業者を支援していきます。

<保育サービスの整備目標> 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
12,000人	12,000人	12,000人	4,000人	—

<保育人材の必要量> 28,000人

(多様なニーズへの対応)

- 都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化に対応するため、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じた様々な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

(質の確保及び向上)

- 子供のより良い育ちに資するため、保護者に対する支援や、良質な保育環境の提供が必要です。
- そのため、特に配慮が必要な子供の保育に対する支援や、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。
- 子供の安全を守るため、保育事業者に対し、事故防止の徹底と事故発生時の速やかな報告を求めるとともに、区市町村とも連携しながら事故防止に取り組んでいきます。

【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

＜認定こども園の目標設置数＞ 各年4月1日

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
93か所	106か所	128か所	139か所	154か所

【4 就学前教育と小学校教育との連携】

- 幼児が生きる力^{※2}の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適応できるよう、「就学前教育プログラム」及び「就学前教育カリキュラム」の活用を促進するとともに、教員や保育士等を対象とした講座や説明会を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。

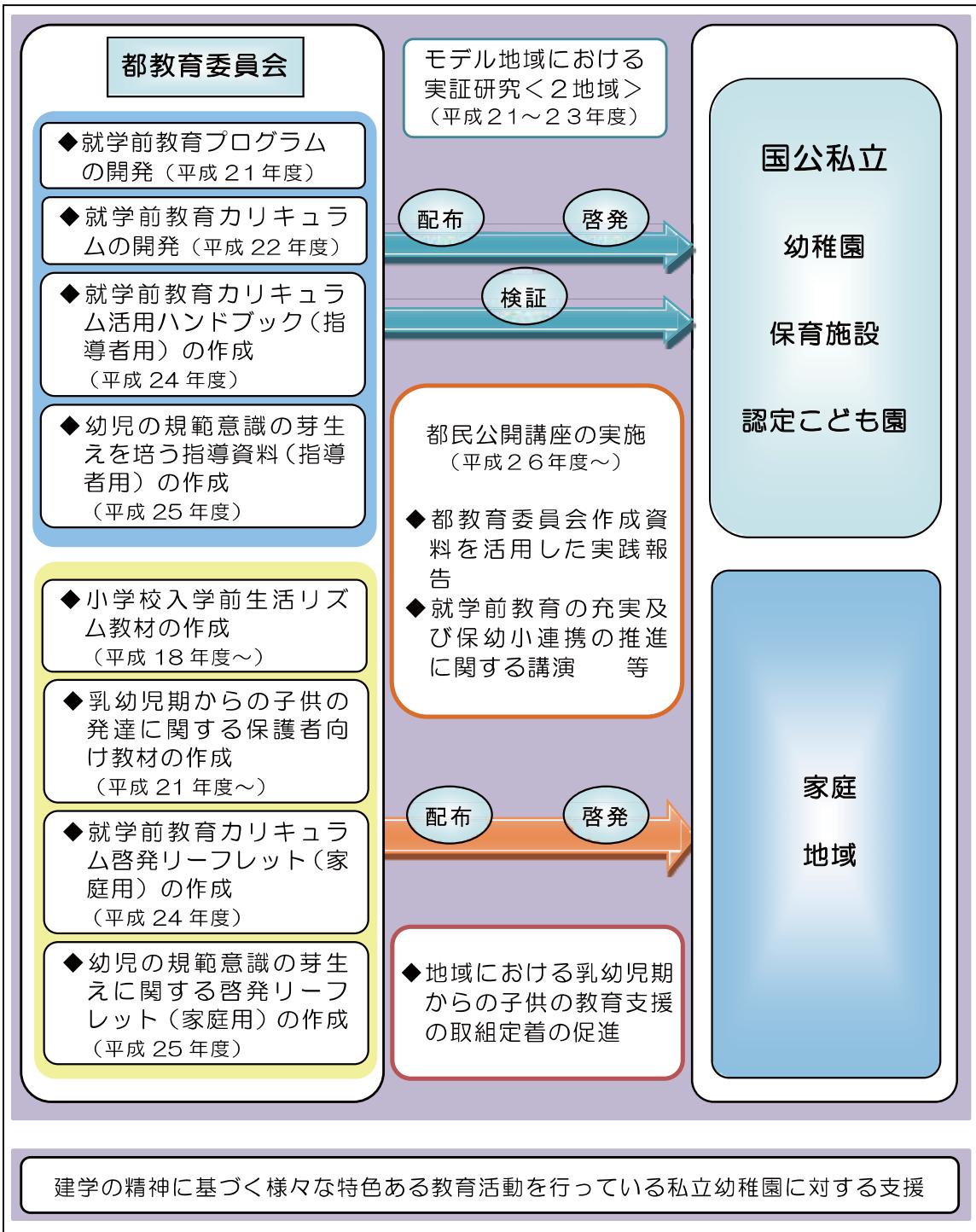
*¹就学前教育：幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を含む

*²生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力



目標2 【1 就学前教育の充実】

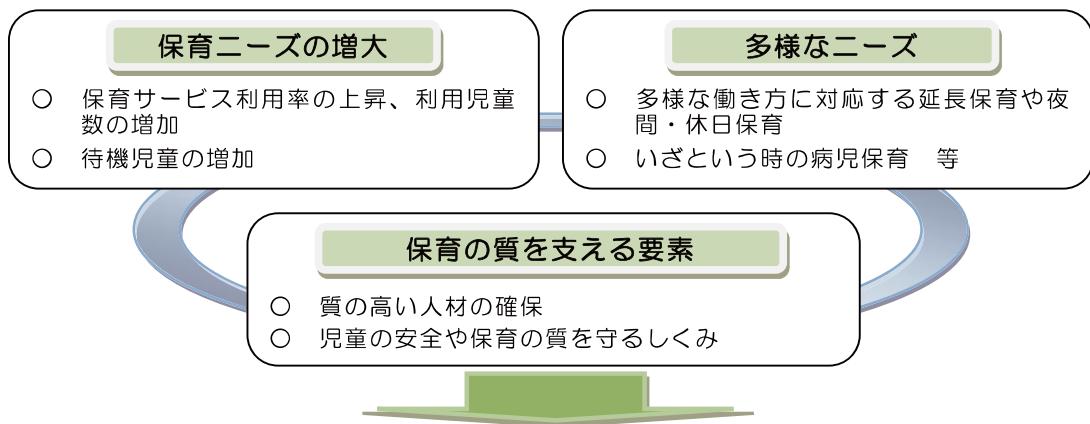
乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着する取組や、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い幼児教育を推進します。



目標2 【2 保育サービスの充実】

誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進します。

<保育ニーズの状況>



待機児童解消の取組

～平成29年度末（30.4.1）までに待機児童を解消～

H27	H28	H29	H30	H31
12,000	12,000	12,000	4,000	—

※必要保育士数 28,000 人

◆量的拡充を支援◆

- 施設整備の支援
 - ・ 自己所有の施設整備や、賃貸物件の改修工事等について、国の補助対象とならない多様な主体も対象とした支援を実施
- 用地確保の支援
 - ・ 都有地の減額貸付や、国有地及び民有地の借地料補助等

多様なニーズへの対応

- ◆多様な保育サービスの整備を支援◆
 - 延長保育や夜間保育などの大都市ニーズや、比較的短時間の保育サービスを定期的に活用するパートタイム労働者等への対応
 - 一時に保育を必要とする方のための一時預かりや、病児保育ニーズへの対応
 - パートタイム労働者等を対象とした都独自の定期利用保育を引き続き実施
 - 子育て推進交付金や平成27年度に創設した保育サービス推進事業など、都独自の取組により、地域の実情に応じて多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援。

保育の質の確保

- ◆保育の質の維持・向上にむけた取組◆
 - 第三者評価の受審促進
 - ・ 第三者評価の受審に要する経費を引き続き支援することなどにより、受審を促進
 - 情報公表
 - ・ 認可・確認情報の適切な公表
 - 質の向上
 - ・ アレルギー児や障害児など、特に配慮が必要な児童への保育に取り組む施設を支援
 - 指導検査や事故時の対応
 - ・ 区市町村と連携した効果的な指導監督を実施
 - ・ 事故発生時の報告と再発防止策の徹底

人材の確保

- ◆保育人材の確保・定着◆
 - 資格取得支援と、就職・定着支援
 - ・ 保育士資格取得に要する費用を補助
 - ・ 就職支援と就職後のフォローや就職相談会の実施、宿舎借上げ支援などを実施
- ◆保育人材の資質向上◆
 - 研修の実施
 - ・ 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助
 - キャリアパスの実施に向けた支援
 - ・ 職責等に応じた待遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援

目標2【3 認定こども園の充実】

都は、新制度の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園を含む教育・保育施設の整備に取り組めるように支援を行っていきます。

認定こども園の特徴

幼児教育・保育の一体的提供

一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能

地域における子育て支援機能

すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施

認定こども園の整備

開設準備費補助

国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施

移行施設の取扱い

保育所や幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、計画数にかかわらず、基準を満たしていれば原則認可・認定

<区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年4月1日）>

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
幼保連携型	17か所	20か所	36か所	46か所	60か所
幼稚園型	34か所	38か所	42か所	42か所	42か所
保育所型	34か所	40か所	42か所	43か所	44か所
地方裁量型	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
合計	93か所	106か所	128か所	139か所	154か所

保育教諭

確保

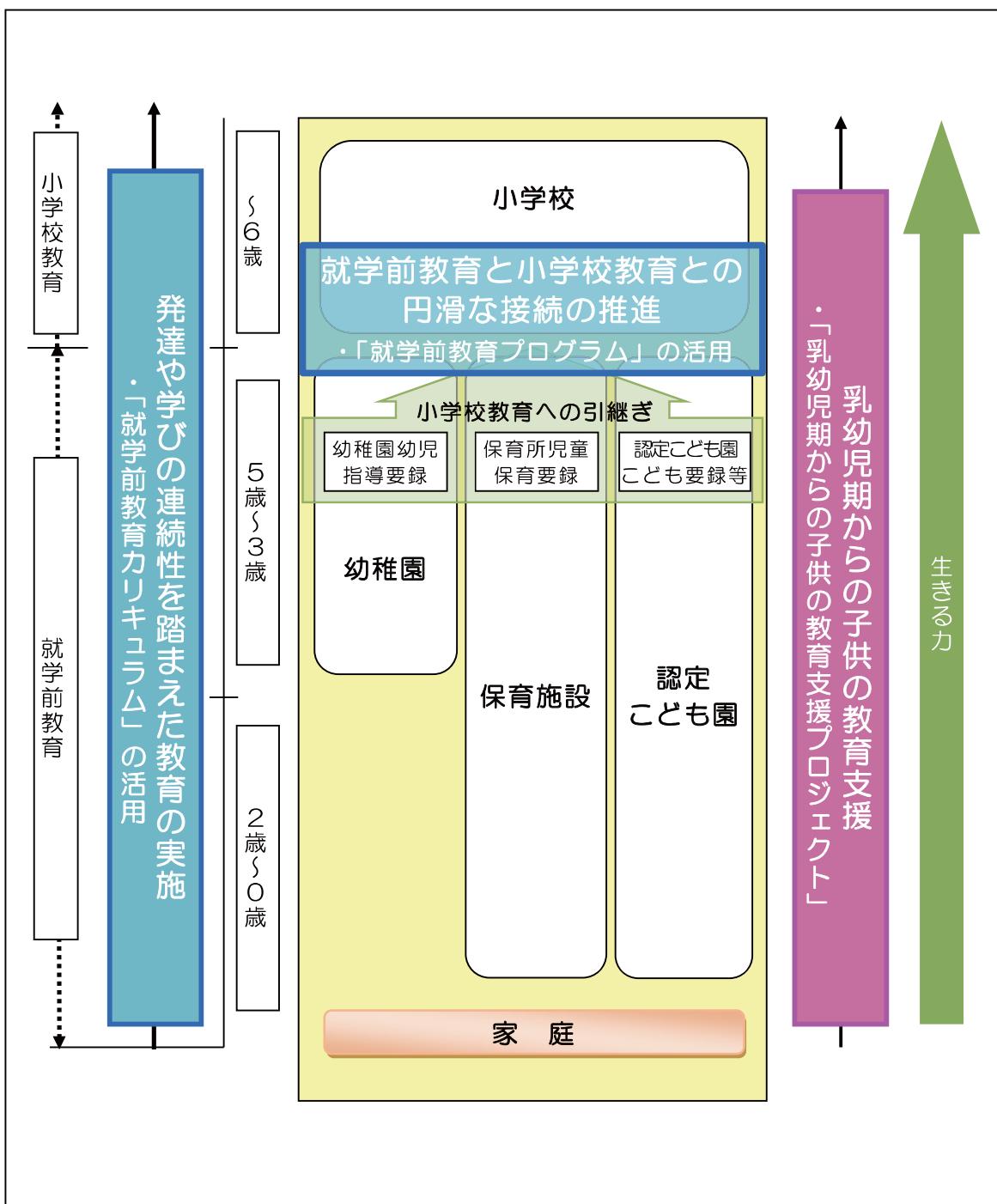
幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供する。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていく。

資質の向上

質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進する。

目標2 【4 就学前教育と小学校教育との連携】

「就学前教育プログラム」及び「就学前教育カリキュラム」を活用する等就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



《目標2 施策の体系》

(1)就学前教育の充実

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト
- 子供の読書活動の推進
- 私立幼稚園等への助成
- 私立幼稚園等における預かり保育の充実
- 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援
- 公立幼稚園における預かり保育の充実

(2)保育サービスの充実

- 保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)
- 子育て推進交付金
- <保育サービスの拡充>認可保育所
- <保育サービスの拡充>認証保育所
- <保育サービスの拡充>認定こども園
- <保育サービスの拡充>定期利用保育事業
※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充
- <保育サービスの拡充>家庭的保育事業
- <保育サービスの拡充>小規模保育事業
- <保育サービスの拡充>居宅訪問型保育事業
- <保育サービスの拡充>事業所内保育事業
- 待機児童解消区市町村支援事業
- 保育所等用地確保の支援
- 子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)(再掲)
- 夜間保育事業
- 延長保育事業
- 休日保育事業
- 病児保育事業の充実
- 都庁内に地域に開放した保育施設の設置
- 保育の質の確保
- 保育サービス推進事業及び保育力強化事業
- 保育人材の確保及び定着支援
- 都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施

(3)認定こども園の充実

- 認定こども園の設置支援
- 保育教諭の確保

(4)就学前教育と小学校教育との連携

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実(再掲)

目標2「乳幼児期の教育・保育の充実」の事業一覧

(1) 就学前教育の充実

56	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
<p>認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。</p>		
57	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁
<p>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。</p>		
58	子供の読書活動の推進	教育庁
<p>児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発 ○ 小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援 ○ 高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等 ○ 障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等 ○ 読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等 		
59	私立幼稚園等への助成	生活文化局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。 ○ 私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。 ○ 私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。 		
60	私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。 ○ 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 		

61	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。 		
62	公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁
<p>新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p>		

(2) 保育サービスの充実

63	保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）	福祉保健局
<p>地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取組む区市町村を支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ○ 認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○ 認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○ 定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス ○ 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） 平成27年4月1日から新たに制度化された、主に0歳から2歳までの乳幼児を対象とした区市町村の認可による保育サービス <p>■事業目標（平成30年4月時点） 保育サービス利用児童数 40,000人増（平成26年度を含む）</p>		
64	子育て推進交付金	福祉保健局
<p>子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子供と子育て家庭を対象とした支援を充実。</p>		
65	＜保育サービスの拡充＞認可保育所	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。 ○ 貸賃物件を用いた保育所を新たに整備する場合の改修費等及び賃借料を補助することにより、保育所の設置を促進する。 ○ 株式会社やNPO法人など多様な主体による保育所の創設や定員増を伴う増改築等の施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。 		
66	＜保育サービスの拡充＞認証保育所	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。 ○ 借地等を活用して新たに認証保育所を整備する区市町村の取組を支援する。 		

第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

67	<保育サービスの拡充>認定こども園	福祉保健局 生活文化局
<p>○ 開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。</p> <p>○ 借地等を活用して新たに幼保連携型認定こども園等を整備する区市町村の取組を支援する。</p>		
68	<保育サービスの拡充>定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局
<p>認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。</p>		
69	<保育サービスの拡充>家庭的保育事業	福祉保健局
<p>平成27年度から新たに区市町村認可の保育事業として創設された家庭的保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援するとともに、都独自の家庭的保育事業に取り組む区市町村を引き続き支援することにより、家庭的保育事業の拡充を促進する。</p>		
70	<保育サービスの拡充>小規模保育事業	福祉保健局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。</p>		
71	<保育サービスの拡充>居宅訪問型保育事業	福祉保健局
<p>区市町村が認可する居宅訪問型保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援する。</p>		
72	<保育サービスの拡充>事業所内保育事業	福祉保健局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による事業所内保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。</p>		
73	待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局
<p>待機児童解消に向けた区市町村の取組を広く支援する補助制度により、保育サービス拡充につながる取組を支援する。</p>		
74	保育所等用地確保の支援	福祉保健局
<p>都有地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。</p>		
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事業・選択事業・一般事業)	福祉保健局
<p>(*NO.1参照)</p>		
75	夜間保育事業	福祉保健局
<p>保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。</p>		
76	延長保育事業	福祉保健局
<p>保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。</p>		

77	休日保育事業	福祉保健局
保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。		
78	病児保育事業の充実	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 病中又は病気の回復期等にあって、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。 ○ 病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。 <p>■事業目標（31年度） 160か所</p>		
79	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	関係各局
民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボル的な事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する。		
80	保育の質の確保	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。 ○ 質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。 ○ 区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。 ○ 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。 		
81	保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉保健局
○ アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。		
82	保育人材の確保及び定着支援	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。 ○ 保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。 ○ 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。 ○ 保育事業者等が保育従事者向けの宿舎を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。 ○ 保育従事者の職責に応じた待遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。 ○ 保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。 		

83	都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施	病院経営本部
----	----------------------------	--------

区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立・公社病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。

(3) 認定こども園

84	認定こども園の設置支援	福祉保健局 生活文化局
----	-------------	----------------

開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。

幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。

85	保育教諭の確保	福祉保健局 生活文化局
----	---------	----------------

保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。

(4) 就学前教育と小学校教育との連携

再掲	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
----	-----------------------	-----

(*NO.56参照)

コラム③

「きらきら〇年生応援プロジェクト」(北区)

～小学校での生活や学びにつながる就学前教育・保育の充実～

- 北区では、〇歳から中学校卒業までの子どもの育ちや学びの連続性を大切にし、一人ひとりの成長の違いに配慮した教育を推進しています。
- 特に就学前教育・保育の充実を目指し、平成22年度から「きらきら〇年生応援プロジェクト」事業として実施しています。

・公私立保育園・幼稚園児と小学生の交流活動の推進

私立・区立の保育園・幼稚園に通う幼児と区立小学校に通う児童が、共に給食を食べながら楽しく交流する「交流給食」はもとより、一緒に遊んだり授業に参加したりするなど、様々な互恵性のある交流活動を行っています。

・保育士と教員の合同研修会、コーディネーター派遣

保育士と幼稚園・小学校教員が、互いの教育・保育の内容や方法を学び合う研修会を実施しています。また、希望した園には、コーディネーターを派遣して保育観察と協議会を開催し、北区版「保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」(平成25年3月作成)の活用を推進しています。

・「小学校入学前子育てセミナー」の開催

小学校での生活や学びにスムーズにつながるように、5歳児の保護者を対象にしたセミナーを開催しています。



▲今から楽しみ！国語のお勉強